

「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応案等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
かがわ医療福祉総合特区	29108	離島の病院における地域包括ケア入院医療管理料の算定について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【①地域包括ケア入院医療管理料1】 現行の基本診療料の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い」について(保医発0304第1号)別添4/第12/1/(14))にて、「地域包括ケア入院医療管理料1」については、許可病床200床未満の病院に限る。200床以上でも算定できることとする。  【②地域包括ケア入院医療管理料2】 現行の基本診療料の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い」について(保医発0304第1号)別添4/第12/2))にて、「地域包括ケア入院医療管理料2」については、許可病床200床未満の病院に限る。200床以上でも算定できることとする。	政策課題：二次医療の地域完結解決策：地域包括ケア病床の設置については、在宅復帰を前提とした最速なり/ビリ医療の提供を可能とすることから、患者の入院長期化を避け、住民の健康寿命の延伸が期待できること。小豆島中央病院において、限られた医療資源の中でも、施設基準等にとられない柔軟な病床運用により、病院経営を圧迫することなく当該病床を設置することができれば、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃):各検討項目の具体的な方向性について(～年末):改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、200床未満の保険医療機関で算定可能としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特例協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												
かがわ医療福祉総合特区	29109	離島の病院における特定疾患医療管理料の算定について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【特定疾患医療管理料】 現行の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1/第2章/第1部/区分F000)にて、特定疾患医療管理料については、診療所または許可病床数200床未満において段階的に算定できるとされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。	政策課題：二次医療の地域完結解決策：小豆島中央病院において、施設基準等にとられない特例診療料の算定が可能となること、限られた医療資源の中でも患者の状態にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃):各検討項目の具体的な方向性について(～年末):改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、200床未満の保険医療機関で算定可能としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特例協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												
かがわ医療福祉総合特区	29110	離島の病院における特定疾患に係る処方料等の加算について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【①特定疾患に係る処方料の加算】 現行の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1/第2章/第5部/区分F100/注5、6)にて、特定疾患に係る処方料の加算については、許可病床数200床未満において、入院中の患者以外の患者に対して処方を行った場合に算定できるとされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。  【②特定疾患に係る処方せん料の加算】 現行の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1/第2章/第5部/区分F400/注4、5)にて、特定疾患に係る処方せん料の加算については、許可病床数200床未満において、入院中の患者以外の患者に対して処方を行った場合に算定できるとされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。	政策課題：二次医療の地域完結解決策：小豆島中央病院において、施設基準等にとられない特例診療料の算定が可能となること、限られた医療資源の中でも患者の状態にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃):各検討項目の具体的な方向性について(～年末):改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、200床未満の保険医療機関で算定可能としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特例協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												

「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等での対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実施するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実施するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応案等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
かがわ医療福祉総合特区	29111	離島の病院における在宅療養支援病院の要件緩和について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【在宅療養支援病院】 現行の特掲診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保医発0304第2号)別添1/第14の2/1/(1)(2)(3)各号)では、「許可病床数が200床未満の病院であること」とされているが、離島の病院に限り、「許可病床数が200床未満の病院であること」の要件は問わないこととする。	政策課題:二次医療の地域完結解決策:小豆島中央病院において、施設基準等にとらわれない特掲診療科の算定が可能となることで、限られた医療資源の中でも患者の状況にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島圏内の地域住民に加え、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃):各検討項目の具体的な方向性について(～年末):改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、半信4メートル以内診療所が存在する場合には、200床未満の保険医療機関であることを施設基準としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												
かがわ医療福祉総合特区	29112	離島の病院における社会福祉士等の専従要件に関する緩和について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【①退院支援加算等に係る社会福祉士等の要件を専従から専任に緩和】 現行の基本診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保医発0304第1号)別添3/第26の5/1/(2)(3)では、入院基本料等加算における退院支援加算にあっては、退院支援及び地域連携業務に関する十分な知識を有する専従の社会福祉士等が1名以上配置されていることが条件とされているが、離島における病院に限り、専従を専任とする要件の緩和を求めるもの。 【②地域包括ケア病棟入院料に係る言語聴覚士等の要件を専従から専任に緩和】 現行の基本診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保医発0304第1号)別添4/第12/1/(3)では、地域包括ケア病棟入院料の施設基準にあっては、「当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の言語聴覚士が1名以上配置されていることが要件とされているが、離島における病院に限り、専従を専任とする要件の緩和を求めるもの。	政策課題:二次医療の地域完結解決策:小豆島中央病院において、施設基準等が必要とされている医療人材の確保に向けた要件が緩和されることで、限られた医療資源の中でも患者の状況にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃):各検討項目の具体的な方向性について(～年末):改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	在宅・生活復帰支援機能の質を担保する観点から、専従での配置を求めている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												
かがわ医療福祉総合特区	29113	離島の病院における画像診断担当医師の常勤要件に関する緩和について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【在宅勤務医師を常勤とする取扱い】 現行の特掲診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保医発0304第2号)別添1/第30/2/(2)では、画像診断管理加算にあっては、画像診断を専ら担当する常勤の医師を1名以上配置することとされているが、離島における病院に限り、在宅勤務としている非常勤医師であっても常勤扱いとする規制の緩和を求めるものである。	政策課題:二次医療の地域完結解決策:小豆島中央病院において、施設基準等が必要とされている医療人材の確保に向けた要件が緩和されることで、限られた医療資源の中でも患者の状況にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃):各検討項目の具体的な方向性について(～年末):改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	画像診断報告等の質を確保する観点から、専従での配置を求めている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												